

建物所有者・管理者のみなさまへ



埼玉県のマスコット
「さいたまっち」「コバトン」

お持ちの建物

適切に管理していますか？

強風などで
屋根や外壁が
飛ばされる

適切に管理
していないと
こんなリスクが！

ハチの巣が
作られる

動物の
すみかになる

放火や
不審者の侵入

隣地や道路への
草木の越境

雑草が
生い茂る

建物は管理しないと傷んでいきます。

所有者・管理者の不適切な管理により他人に損害を与えたときは、
所有者・管理者が責任を問われる場合があります。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、
問題が発生する前に適切な管理を行いましょう。

ご注意！

適切な管理が行われていない空き家は 市町村から指導等される場合があります

空き家の適切な管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（特措法）」により、所有者等の責務とされています。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家又はそのおそれのある空き家については、特措法に基づき特定空家等又は管理不全空家等に認定され、市町村から指導、勧告等※の措置が講じられる場合があります。

勧告を受けると固定資産税などの税金が高くなります。

※特定空家等については、勧告後、命令、代執行の措置が講じられる場合があります。



空き家の「管理」「賃貸」「売却」 などのご相談

空き家の持ち主応援隊

相談できる、お近くの
不動産業者が見つかります。



(公社)埼玉県宅地建物取引業協会

☎048-811-1840



(公社)全日本不動産協会埼玉県本部

☎048-866-5225



「相続」関係のご相談

埼玉司法書士会(総合相談センター)

面談相談（予約制、無料）

☎048-838-7472



埼玉県行政書士会

個別対応（要予約）

☎048-833-0900



埼玉弁護士会

面談相談（予約制、有料）

☎048-710-5666



住宅、空き家に関する全般的なご相談

埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」

☎048-658-3017



(公財)日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部

☎048-615-3838

その他、空き家で
お困りの方は



各市町村空き家担当へ

